

鳥取市固定資産税及び都市計画税に係る減免措置取扱要領

平成30年2月7日

制定

改正 平成31年3月29日

改正 令和2年5月15日

改正 令和4年3月24日

(目的)

第1条 この要領は、地方税法（以下「法」という。）第367条及び鳥取市税条例（以下「条例」という。）第58条に掲げる固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の減免について必要な事項を定めるものとする。

(総則)

第2条 都市計画税については法第702条の八第7項の規定により固定資産税に対する減免割合によって減免する。

- 2 納付された固定資産税等についての減免（還付）はできないものとする。
- 3 減免申請のあった後、到来する納期限以後の固定資産税等について減免対象とする。
- 4 虚偽の申請またはその他不正の行為により固定資産税等の減免を受けたことを知ったときは申請の時点に遡及し決定を取り消すものとする。

(申請手続)

第3条 この要領の定めるところに基づき固定資産税等の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、納期限までに鳥取市税条例施行規則（平成2年鳥取市規則第19号）第2条に規定する固定資産税（都市計画税）減免申請書（様式第39号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第4条 前項の申請書を受理したときは、速やかにその申請に係る事項を審査するとともに、減免することが適当と認められるものについては、減免の決定をし、減免することが不適当と認められるものについては、理由を付してその旨を申請者に通知しなければならない。

(減免認定基準等)

第5条 減免認定基準等は別表のとおりとする。

(施行期日)

第6条 この要領は平成30年4月1日から施行する。

従前の鳥取市固定資産税及び都市計画税に係る減免措置取扱要領及び鳥取市公衆浴場にかかる固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱は廃止する。

附 則（平成31年3月29日）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月15日）

この要領は、令和2年5月15日から施行し、改正後の鳥取市固定資産税及び都市計画税に係る減免措置取扱要領の規定は、令和2年5月1日から適用する。施行日以前に受理した申請については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月24日）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

第5条別表 減免認定基準等

減免規定	減免する範囲	減免割合	備考
<p>1 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産</p>	<p>1 公の扶助を受ける者が所有する固定資産 生活保護法第11条の規定による保護等の公的扶助を受けている者（以下「生活保護受給者」という。）が直接所有する固定資産又は生活保護受給者が法第343条第2項に規定される現に所有している固定資産であること。 ただし、共有資産については、生活保護受給者の持分割合のみ減免する（他の共有者から意思表示があれば、減免の効力は他の共有者に及ぶ。）。</p> <p>2 私の扶助を受ける者が所有する固定資産のうち、居住に要する固定資産（居住する家屋及びその敷地） 生活保護法第11条の規定による保護等の公的扶助を受けていないが、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者（以下「生活困窮者」という。）が直接所有及び居住する固定資産又は生活困窮者と生計を一にする者が所有及び居住している固定資産であること。 ただし、共有資産については、生活困窮者の持分割合のみ減免する（他の共有者から意思表示があれば、減免の効力は他の共有者に及ぶ。）。</p>	<p>全部</p> <p>2分の1</p>	<p>1 生活困窮者の要件は次の各号の全てを満たした者とする。 一 当該年度の世帯収入見込額と預貯金等の合計額（以下、「収入見込額等」という。）が生活保護基準の1.2倍以下であり資産等からみて担税能力がないと認められる者であること。なお、収入見込額等については、期別毎に前4月の状況により判定を行うものとする。 二 期別毎に、5月、7月、12月、2月それぞれの1日現在において、①所有者の年齢が65歳以上かつ同居する全ての家族の年齢も65歳以上である世帯又は②障害者（身</p>

			<p>体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）及び療育手帳制度について（昭和48年厚生事務次官通知）のいずれかに規定する手帳の所持者）が同居する世帯、若しくは③寡夫、寡婦である者及び未婚のひとり親のいずれかであること。</p> <p>三 リバースモーゲージを利用していないこと。</p> <p>2 前項に該当する者は、収入見込額等が分かるものを添付して生活困窮に係る固定資産税・都市計画税減免申請書を市長に提出するものとする。</p>
2 公益のために直接専用する固定資産	賦課期日現在町内会、自治会その他これらに類する者が所有し、または他から無償で借り受けて公共的施設として直接その本来の用に供する固定資産であると認められるもの。	全部	
3 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産	<p>火災、天災等の災害によって固定資産が崩壊、滅失、損傷を受けた場合は、その災害の程度によって、次のとおり減免する。</p> <p>1 土地（農地又は宅地）</p> <p>一 がけ崩れ、地滑り、土砂の流入等（以下「がけ崩れ等」という。）により土地の効用を妨げられた地積が全体の地積の10分の8以上あるとき</p> <p>二 がけ崩れ等により土地の効用を妨げ</p>	<p>全部</p> <p>10分の8</p>	

	<p>られた地積が全体の地積の10分の6以上10分の8未満であるとき</p> <p>三 かけ崩れ等により土地の効用を妨げられた地積が全体の地積の10分の4以上10分の6未満であるとき</p> <p>四 かけ崩れ等により土地の効用を妨げられた地積が全体の地積の10分の2以上10分の4未満であるとき</p> <p>2 家屋</p> <p>一 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないか又は復旧不能のとき</p> <p>二 主要構造部分が著しく損傷し大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき</p> <p>三 屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け居住又は使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価格を減じたとき</p> <p>四 下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価格を減じたとき</p> <p>3 償却資産 家屋に準じた取扱とする。</p>	<p>10分の6</p> <p>10分の4</p> <p>全部</p> <p>10分の8</p> <p>10分の6</p> <p>10分の4</p>	<p>り災証明の割合</p> <p>全壊</p> <p>大規模半壊</p> <p>半壊</p>
<p>4 前3号に定めるものを除くほか、特別な事情がある者の所有する固定資産</p>	<p>1 公衆浴場に係る減免 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により営業許可を受け、かつ、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条に規定する統制額の指定を受けている公衆浴場の用に供する固定資産であること。</p> <p>2 その他の減免</p>	<p>3分の2</p> <p>個別判断</p>	<p>公衆浴場に係る減免基準</p> <p>一 法第349条の三の二第1項に規定する住宅用地は減免対象としない。</p> <p>二 経営者が市税滞納者であれば減免対象としない。</p>

	減免を相当とする程度の強い公益性、理由があるもの。		
--	---------------------------	--	--